

株式等の振替に関する業務規程及び外国株券等の保管及び振替決済に関する規則等の一部改正について

2022年7月13日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「振替法」という。）第127条の27に規定する証明書及び同法第222条に規定する証明書の発行事務において、事務効率化を図る観点から、口座管理機関等の事務を見直し、「株式等の振替に関する業務規程」（以下「株式規程」という。）及び「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「株式規則」という。）の一部を改正する。併せて、株式規程、株式規則、「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則」（以下「外株規則」という。）及び「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則」（以下「外株細則」という。）について、その他所要の改正を行う。

2. 改正概要

（1）振替法第127条の27に基づく証明書及び同法第222条に基づく証明書の発行時等における事務の効率化

受益者集会及び社債権者集会の開催実務の効率化のため、口座管理機関による振替法第127条の27に基づく証明書及び同法第222条に基づく証明書の加入者への交付及び加入者からの返還受付において、口座管理機関から上位機関に対する証明書の交付及び返還受付に係る通知、機構における当該証明書の対象となった銘柄及び数に係る振替及び抹消の請求の受付の停止並びにその停止解除等の事務について、当該銘柄の償還が迫っている場合等を除き、行わないよう見直しを行う。

併せて、振替法第127条の27第4項及び同法第222条第4項に基づき、口座管理機関は、証明書の交付から返還を受けるまでの間は、当該証明書の対象となった銘柄及び数についての振替及び抹消の請求の受付の停止を行う旨を明確化する。

（株式規程第254条、第255条、第255条の3、第255条の4、第285条の77、第285条の78、株式規則第333条、第334条、第334条の3、第334条の4、第357条の96、第357条の97）

（2）その他

その他、所要の改正を行う。

（株式規程第2条、第287条の3、株式規則第2条、第341条、第351条の3、第359条の3、外株規則第31条、第81条の3、外株細則第39条、第44条）

3. 施行日

この改正規定は、2022年8月1日から施行する。

以 上